

| | |
|--------------|---|
| Title | 日本ポルトガル・ブラジル学会規約 |
| Author(s) | |
| Citation | Anais : Coloquio de Estudos Luso-Brasileiros. 2020, 48, p. 79-81 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/78949 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

日本ポルトガル・ブラジル学会規約

第1条 名称および学会本部

1. 本学会の主たる正式名称を「日本ポルトガル・ブラジル学会」とし、従なるポルトガル語名を Associação Japonesa de Estudos Luso-Brasileiros (AJELB) とする。
2. 本会の事務局は理事と協議のうえ会長が定める。

第2条 目的

本会の主要目的は会員相互の協力のもとに、日本におけるポルトガル語およびポルトガル語圏に関する諸分野の研究を促進するものである。

第3条 会員

1. 本会の正会員は日本在住のポルトガル語圏およびポルトガル・ブラジル文化の教員または研究者およびこれに準ずる者とする。
2. 本会の準会員は日本在住ではないポルトガル語およびポルトガル・ブラジル文化の教員または研究者およびこれに準ずる者とする。
3. 正会員および準会員としての入会は正会員または準会員1名の推薦により、執行部で承認されることを要す。
4. 執行部の提案および会員の過半数の賛成を得て、特別の功績があり、また本会の目的達成に協力の意を熱心に示す者を名誉会員とすることができる。
5. すべての正会員、準会員、名誉会員は本会の会合に出席する権利、論文を発表する権利および本会の刊行物および連絡文書を受領する権利を有する。なお、学会機関誌の ANAIS への投稿ならびにその採否については別途定める投稿規定による。

第4条 執行部およびその権限

1. 本会の執行部は会長1名、理事数名、監事2名により構成される。ただし本会が、その会員総会において必要と認めた会員を執行部に加えることができる。

2. 執行部のすべての構成員の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

3. 執行部構成員の権限は以下の通りとする。

(イ) 会長

(1) 本会を代表する。

(2) 執行部の補佐により、会員総会での決定事項を遂行する。

(3) 通常および臨時総会を召集する。

(4) 執行部構成員と協議の上、本会に関連する通常の問題を解決する。

(5) 会長の任期は連続して2期までとする。

(ロ) 他の執行部構成員

(1) 前記第2項、第3項および第4項に定める事項について、会長を補佐し、また会長と協議する。

(2) 理事会は編集委員会を設け、学会機関誌のANALSの編集に当たらせる。

(3) 監事は会計を監査する。

第5条 総会および評決

1. 総会は以下の2種類とする。

(イ) 通常総会

新執行部選出および本会の通常の問題を協議することを目的とし、1年に1度開催する。総会の成立には、委任状を含めて全会員の半数の出席を必要とする。

(ロ) 臨時総会

その協議に全会員の出席を要するような重要な案件を協議する目的で開催する。本総会の召集は会長が決定する。

2. 会員総会において、案件は通常、会員相互の自由かつ直接の協議により決定するものとする。

3. 評決に際しては、とりわけ常に評決を必要とする執行部の選出においては、委任状を含めた出席者の過半数により決定するものとする。

4. 正会員は選挙権および被選挙権を有する。

第6条 活動

本会はその設立目的に則り、以下の活動を行うものとする。

- (イ)日本におけるポルトガル語およびポルトガル・ブラジル文化の普及を計り、またその教育の質的向上を図る。
- (ロ)ポルトガル語およびポルトガル語圏に関する問題についての学術的会合を開く。
- (ハ)外国諸団体との文化交流を図る。
- (ニ)会員の研究成果の刊行に努める。

第7条 会費

本会正会員ならびに準会員は年会費を納めるものとし、名誉会員の会費納入は自由とする。会費の金額については付則1)で定める。会費を納入しない正会員および準会員はその権利を失うこともある。

第8条 規約の施行と改正

本規約はこれが承認された日より施行されるものとし、また本規約は会員総会に出席の会員過半数の評決により改正されるものとする。

単項 本会が解散される場合には、本会資産の処分方法は総会出席会員の過半数の評決により決定されるものとする。

本規約は1965年9月25日の総会において承認され、最後の改正は1992年10月の総会において承認された。

申し合わせ 1992年度以降、学会費を連続3年未納の会員には学会誌を配布しないことにする。ただし、学会開催などの通知については従来通りとする。

付則

- 1) 本会年会費は、正会員は金3,000円、準会員は28米ドル相当とする。
- 2) 本規約は2007年10月の総会において改正された。